

教団運営の実態と宗教法人法の限界

櫻井園郎

(東京基督教大学教授)

- 一 問題の所在 94

- 二 基督教教団運営の実態
 - 1 日本長老教会 95
 - 2 日本基督改革派教会 99
 - 3 日本基督教団 101
 - 4 日本同盟基督教団 105
 - 5 日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団 108

- 三 宗教法人法による宗教団体の規定
 - 1 宗教法人とは 111
 - 2 宗教団体とは 112
 - 3 中間的包括宗教団体という問題 113

- 四 神社活動の実態と組織の現状
 - 1 神社と神社本庁と神宮 114
 - 2 神社本庁の役職 116
 - 3 神社本庁と神社庁 118
 - 4 宗教法人法の限界 119

- 五 宗教法人法の改正試案
 - 1 一般法人と宗教法人 120
 - 2 「包括」とは 121
 - 3 会計の独立 122
 - 4 宗教法人法の改正試案 123

一 問題の所在

今日、我が国の宗教団体の多くは、宗教法人法による宗教法人として、法律上の人格を得て、宗教活動を行なっているが、現行の宗教法人法は、終戦直後に、GHQ 指令によって、戦前の「宗教団税法」を廃止して定められた「宗教法人令」(1945年12月28日勅令)に代わって、1951年4月3日から施行されたものであって、戦後の緊急措置的内容は否めず、現在の宗教団体の活動の実態に必ずしも沿うものではない。

日本国憲法は、すべての人間に対して（そして、人間の集団である団体にも）、信教の自由を保障し、国家が宗教を主導し、個人の信教に介入することを禁じるとともに、特定の宗教団体が国家から特権を受け、政治上の権力を行使することを禁じている（20条1～3項）。

ここでは、人間の創出した国家制度を超える宗教の権威や信教の重要性を当然の前提としつつ、国家の最高法規によって、国家と宗教の関係、国家と宗教の分離の関係を宣言し、保障しているのである。

「信教の自由」も、「基本的人権」の一つとして、国家的制度の枠内において容認されているものと見えなくもない（日本国憲法11条以下参照）が、同じ「自由権」であっても、「言論、出版等表現の自由」（同21条1項）や「学問の自由」（同23条）とは、根本的に異なる。

「言論の自由」や「出版の自由」があるとしても、新聞社、雑誌社、出版社、放送局等に、当該自由権を守り行なうための特別の法人制度が定められ、税制上の優遇措置が定められているわけでもない。

日本放送協会（NHK）を除けば、ほとんどが株式会社であり、あるいは有限会社、合名会社、協同組合、個人であったりする。

「学問の自由」が認められている大学の場合は、私立大学の経営のための特別の法人制度である学校法人が認められているので、一見、特別の保護があるように思われるが、そうではない。

大学を含め学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）（学校教育法1条）は、第一に、国または地方公共団体が設置するものとされている（同法2条1項）のであるから、保護される余地がない。

第二に、私立学校については学校法人のみが設置することを許されており（同条同項、私立学校法3条）、その意味では特別に見えるが、学校法人は、学問の自由

の保障される大学に限らず、すべての学校に共通するものなのであるから、そうでないことは明白である。

それに対して、宗教法人の場合は特別であって、国家の法制度の枠内での法人でありながら、法人として国家的管理の下に置かれるのは、いわゆる世俗的部分に限られ、宗教団体の中核となる宗教の側面には、法律上の規制も行政上の監督も、一切入らない「特殊な法人」として定められているのである。

いわば、宗教団体の側面において、信教の自由が、法律的に保障されているのである。

しかしながら、宗教法人法には、信教の自由を保障しようとした結果、「宗教」について定義することなく、制定当時の宗教団体の置かれた現状をそのまま前提として認めて制定されたという経緯があり、その限りで限界がある。

本稿では、いくつかの基督教諸団体の運営の実態を検討しながら、宗教団体の現状と法律の規定との間に存する齟齬や、その間の乖離の問題を論じ、現行の宗教法人法の限界について指摘したい。

実際、基督教諸団体（とりわけ組織の大きな教団）において、教団と教区の問題が、行政当局（特に税務当局）から指摘され、教区を含めて教団としての統合的事務（特に会計事務）をすることが求められ、大きな負担となっていることに鑑み、教団と教区の法的関係について検討するものである。

その結果として、現行法の枠内での対応が困難なものないし不適切なものについては、法律上の問題として指摘し、その問題を解決する手段として、立法論的に、その改正の必要性について論及するとともに、改正試案を提示したい。

なお、その際、少数派である基督教界の問題では国家的問題として国会審議の場に提出されることがきわめて困難であると思料されることから、最大の宗教組織である神社について考察し、併せて本改正試案の必要性を示すものである。

二 基督教教団運営の実態

1 日本長老教会

(1) 概要

日本長老教会（以下「長老教会」という。）の教会政治は、「憲法」（憲法は、「総則」と総則以外の憲法に分けられ、総則以外の憲法は「政治基準」「礼拝指針」「訓練規定」の3つに分けられ、政治基準は「各則」と「細則」に分けられている。）、「規

準」,「準則」以下の諸法にしたがって行なわれている⁽¹⁾。

「憲法総則」(以下、この節において「総則」という。)によれば、長老教会は、永遠から神に選ばれた者の総体であり、歴史の中に神の民として現れ、見える教会となった「公同教会」(6条1段、7条1段)の現れの一つとして設立され(16条1段)、特定の時代と地域における公同教会の現れである「地区教会」(11条1段)によって代表される(同条2段)とされる。

地区教会は、神の民としての信徒総会において教会役員を選出し、教会役員は基督から委ねられた領域において教会政治を執行するものとされる(総則23条1段)が、教会政治の要は教職長老である教師と信徒長老である長老との二重の長老職の理念に基づく長老政治にあるとし(総則24条1～3段)、長老政治は、教会会議の議員である教師と長老が平等の資格を有し、小会、中会、大会と積み重ねられた教会会議において教会の全体的統治と見える一致をめざすところにあるものとされる(総則25条1～2段)。

(2) 地区教会と小会

「政治基準各則」(以下、この節において「各則」という。)によれば、基督を信じる信仰を告白した者とその契約の子らは「地区教会」を構成するものとされ(3条)、地区教会が長老教会の基礎・基本であるとされている。

その地区教会には、牧師と2名以上の長老を有し、小会を組織している「第一種地区教会」(各則4条1項)と、①単一の小会、②2以上の小会による連合小会、または③中会伝道委員会の指導の下に構成された暫定小会のいずれかによって運営される「第二種地区教会」(各則4条2項)の二種がある(各則3条)が、種類による差別的取扱いの規定されていない。

「地区教会」は、「小会」によって治められる⁽²⁾(各則69～72条)が、その一方で、「地区教会」には、当該地区教会に信徒籍を有する陪餐会員のうちから「小会」の定める者によって構成される「信徒総会」が置かれ(各則98条)、次の事項についてのみ「処理」⁽³⁾するものとされている(各則102条)。

(1) 日本長老教会法基本規準2条2項、3項。

(2) つまり、地区教会を統治するものは「小会」という会議体であって、「牧師」「長老」その他の個人ではない。

(3) 信徒の利害に直接関係する事項(①役員を選任、②財産の取扱い、③地区教会の存在)に限り、一定の「処理」をするものとされているが、信徒総会に「権限」はないものと理解されている。

①牧師候補者への同意投票⁽⁴⁾、②牧師の退職の承認⁽⁵⁾、③長老と執事の選挙⁽⁶⁾、④予算の総額の決定⁽⁷⁾と決算の報告⁽⁸⁾、⑤重要財産の取得と処分、⑥所属中会の変更、⑦(他の地区教会との)合併、⑧(長老教会からの)退会、⑨(当該地区教会の)解散。

長老教会においては、地区教会を治めるものは小会であり、牧師・長老を任命するものは中会であるとされていて、当該地区教会の信徒が当該地区教会の教会政治に直接間接にかかわる機会はないが、地区教会を構成する信徒の利害得喪に直接関係する事項について、当該地区教会の信徒に「一応の参加」を認め、治められる信徒の「一応の同意」を得るものとされているのである。

長老教会の基礎・基本である「地区教会」は、「中会」「大会」という階層的教会会議秩序の中に位置づけられた「小会」によって治められるが、小会は、中会および大会に定められた権限に属するものを除いて、「地区教会を治める一切の事項」に関する権限を有している(各則72条21号)。

地区教会は、招聘した牧師のほか、信徒総会において長老を選挙し(各則49条1項)⁽⁹⁾、執事を選挙して(各則57条)独自の役員を擁するとともに、独自の予算・決算によって運営されていて(各則72条16号、102条

(4) 牧師の招聘は、小会が教師と交渉して、牧師候補者を定め、中会議長が派遣する教師のもとに信徒総会を開催して、当該牧師候補者について同意投票を行ない、同意が得られたら、小会は牧師招聘状を作成して、中会に提出し、中会が当該牧師候補者に渡してその応諾を得、中会議で承認されれば、中会派遣の特命委員によって牧師就職式を行なって、牧師の就職を確定させるものとされている(各則30条、34条)。

(5) 牧師の退職を承認するのは中会の権限であり(各則37条)、「信徒総会による承認」は、中会に退職を願い出る前の段階における信徒の意向を聴取する手続であって、信徒総会の承認によって退職が成立するものではない。

(6) 信徒総会としては、長老と執事を選挙するのみであり、その選挙も小会が指名した候補者についてするのが通常であり(各則49条2号、59条1項において準用する49条2号)、選挙された後も、長老については、中会派遣の特命委員によって試問され、中会派遣の特命委員によって任職され、就職されるのである(各則50条)し、執事については、小会が試問を行ない、就職させるものとされている(各則60条1項)。

(7) 「予算の総額」つまり「予算の大枠」を決定するのみであって、「予算」を決定するのではない。「予算の決定」は小会の権限とされている(各則72条17号)。

(8) 「決算の報告」を受けるのみであって、「決算」を確定し、「決算」を承認することではない。「決算」は小会の権限とされている(各則72条17号)。

(9) ただし、任命は中会。

2項4号), 地区教会は独立した主体を有する団体として認められており, 宗教法人法の宗教団体となり, 宗教法人法の宗教法人となっている。

(3) 長老教会と大会

「長老教会」は「大会」によって代表されるものとされ⁽¹⁰⁾(各則82条2項), 「大会」は, すべての「中会」の教師と長老によって構成され(同条1項), ①長老教会の全教会的根本方針の決定, ②信仰教理の規正, ③中会の設立など, ④中会からの提訴の受理など, ⑤中会会議の召集請求, ⑥中会記録の監査, ⑦宣教協約の締結, ⑧憲法の改正などの権限を有し(各則88条), 長老教会全体の統治を行なうものとされている。

「長老教会」は, 「地区教会」に属する牧師と長老によって構成される大会によって治められるが, 地区教会とは直接のかかわりなく, 独自の大会会議において, 議長, 副議長, 書記, 副書記, 財務および総務なる役員を選挙して(各則83条1項), 独自の役職を置き, 独自の予算を編成し, 独自の決算を行なって(各則88条4号), 運営されている。

したがって, 「長老教会」は, 理念的には, すべての地区教会とともに「一つの公会教会」であるとしても, 実態としては, 地区教会とは独立した一つの団体となっており, 宗教法人法の宗教団体および宗教法人としての適格を有している。

(4) 中会

さらに, 長老教会においては, 3以上の地区教会を含む, 一定地域内の教師と長老は「中会」を構成するものとされ(各則73条1~2項), ①地区教会の設立・加入など, ②教師籍の管理, ③教師試験の実施, ④教師の任職など, ⑤教師の戒規, ⑥長老の研修, ⑦長老の任職など, ⑧小会会議の召集請求, ⑨小会記録の監査, ⑩小会からの提訴の受理などの権限を有し(各則79条), 地区全体の統治を行うものとされている。

「中会」は, 一定地域内の教師と長老によって構成される組織であって(各則73条1項), 「長老教会」の地方支部ではなく, 「大会」の地方分局でもなく, 小会および大会から独立して, 自己の中会会議において, 議長, 書記, 財務および総務な

(10) 地区教会と同様, 長老教会も, 「大会」という会議体によって統治され, 代表されるのであって, 「大会議長」「大会書記」その他の個人ではない。

る役員を独自に選挙して（各則74条1項本文）、独自の役職制を整え、独自の予算を編成し、独自の決算を行なう（各則79条17号）など、独立の団体としての要素を備えている。

さらに、「中会」は、新たに設立し、合併し、分割し、解散し、再編成することができるものとされている（各則88条5号参照）のであるから、明文の規定によって認められているわけではないものの、長老教会から離脱することも可能であるものとも思考することもでき、そうであれば、その独立団体性はより強度になる。

2 日本基督改革派教会

(1) 概要

日本基督改革派教会（以下「改革派教会」という。）の「憲法」は、「信仰規準」と「教会規程」の二部から成り、教会規程は「第一部政治規準」「第二部訓練規定」「第三部礼拝指針」から成っている⁽¹¹⁾。

教会規程第一部政治規準（以下、この節において「政治規準」という。）によれば、改革派教会においては、見える公同の教会は、基督への信仰を告白し、基督の律法への服従を約束する者とその契約の子を教会員とし（3条、8条）、教会の法治権は、固有の機能を持つが、相互関係は失われることなく、全教会の一致の精神を実現している小会・中会・大会において、議員である教師と治会長老が行使するものとされている（5条）。

(2) 各個教会と小会

さらに、見える公同の教会が各個の教会に分かれて存在することは、聖書の例示するところであるとし（政治規準10条）、「各個教会」は、礼拝と生活のために結合した、基督の国の合法的統治に服従する共同体であり（政治規準16条）、小会を有し、小会に統治される自治組織の完備した「教会」と、小会を組織するに至らない自治組織未完備の「伝道所」とに分類されている（政治規準17条）。

「教会」には、牧師、長老、執事なる役員を置き（政治規準18条1項）、牧師と2名以上の現職の治会長老によって構成する「小会」が、その法治権を掌握するものとされている（政治規準19条1項、71条1項）。

しかし、「伝道所」には、宣教教師なる役員を置き（政治基準18条2項）、その

(11) 教会規程前文2項。

法治権は、中会から委託されて、宣教教師が行うものとされている⁽¹²⁾（政治基準 19 条 2 項、77 条 1 項）。

「各個教会」を設立する機能は「中会」に属するものとされ（政治基準 22 条 1 項前段）、各個教会の設立を希望する基督信者が中会に願い出て設立手続を行うものとされている（同条 2～4 項）が、設立後は、法人組織とすることができるものとされており（政治基準 23 条）、中会から独立した団体であることを明言している。

さらに、2 以上の教会は、会員総会の議を経て、中会の承認を得て、合併することができ（政治基準 24 条）、会員総会の議を経て、中会に願い出て（中会の承認を得て）解散することができ（政治基準 26 条）、関係両中会の議を経て、大会に願い出て、所属中会を変更でき（政治基準 27 条）、会員総会の議を経て、中会の承認を得て、改革派教会を退会できる（政治基準 29 条）とされており、教会の独立団体が明瞭にされている。

（3）中 会

「中会」は、一定地域内の全教師、無任所教師、中会が議会議権能を認めた引退教師、各教会の代表として小会において選出された 1 名（現住陪餐会員 50 名を超える教会にあっては 2 名とすることもできる。）の治会長老によって構成される（政治基準 79 条）。

「中会」は、中会を代表する中会議長を置く（政治基準 88 条 1 項）ほか、中会副議長（同条 2 項）、常任書記（政治基準 90 条 1 項）を置き、管轄区域内の教師、各個教会、小会を霊的に統治し（政治基準 92 条 1 項）、所定の権限を行使する（同条 2 項、政治基準 93 条）。

「中会」は、3 名以上の教師と、3 個以上の教会をそれぞれ代表する 3 名以上の治会長老によって設立することができるものとされており（政治基準 80 条 1 項前段）、中会の設立には、中会の議を経て、大会の承認の後、設立されることになる（同条 1 項後段、2 項）ものの、地区教会および改革派教会とは別の独立した組織であることが分かる。

(12) その限りにおいて、「伝道所」は、個人によって統治され、会議制の原則から除外された例外的組織ということになる。以下、伝道所については言及しない。

(4) 改革派教会と大会

「大会」は、すべての教師、無任所教師、中会が議會権能を認めた引退教師、各教会の代表として小会において選出された1名ずつの治会長老（現住陪餐会員50名を超える教会においては2名の治会長老とすることができる。）によって構成され（政治規準96条）、大会議長、大会副議長、常任書記長、常任書記なる役員を選任する（政治規準105条、107条）。

大会議長は、「大会」なる会議を代表する（政治規準104条1項）が、「改革派教会」を代表するわけではなく、「改革派教会」を代表するのは「大会」である（政治規準95条）。

「大会」は、「改革派教会」の最上位の会議であって（政治規準95条）、「改革派教会」のすべての教師、各個教会、小会、中会を靈的に統治し（政治規準108条1項）、「改革派教会」を代表して行動するものとされる（同条2項）。

このように、改革派教会においては、「改革派教会」が独立の団体であるのは当然として、「教会」も独立した団体であるのみならず、「中会」もまた、独立的な組織として運営されていることが分かる。

3 日本基督教団

(1) 概要

日本基督教団（以下「日基教団」という。）は、1941年（昭和16年）6月24日、30余派に分立・存在していた諸教会が、おのおのの歴史的特質を尊重しつつ、一つの公同教会の交わりに入ることによって設立されたものである（教憲前文3項）。

日基教団の教会政治は、「教憲」「教規」その他の規則に基づいて行なわれており、日基教団は、基督を首と仰ぐ公同教会であって、教憲および教規の定めるところに従って、主の体なる公同教会の機能を行行使し、その存立の使命を達成することを本旨としている（教憲1条）。

日基教団の教憲・教規は、「教団」の存在を前提として、「教団総会」の規定を第一とし（教憲1条、教規1条以下）、次いで、「教区」が「教団」の機能・教務を遂行するために置かれるものであるとし（教憲6条、教規59条以下）、最後に、「教会」について規定する（教憲7条、教規85条以下）という形式となっている。

(2) 教 団

日基教団は、教憲および教規の定めるところに従って、会議制⁽¹³⁾により政治を行うものとし(4条)、「教団総会」をもって、日基教団の最高の政治機関であるとしている(5条1項)。

「教団総会」は、次の議員をもって組織し⁽¹⁴⁾(教規1条)、正教師のうちから教団総会において選挙される議長、副議長、書記なる役員が置かれる(教規7条)。

(i) 各教区総会において、教区総会議員である教師のうちから選挙された者 185名

(ii) 各教区総会において、教区総会議員である教会役員のうちから選挙された者 185名

(iii) 常議員会の議決を経て、教団総会議長が推薦した教師または信徒 30名
「教団総会議長」は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、「教団総会」を代表するものであって(教規13条1項)、ただちに「教団」を代表する者ではない。

とはいえ、「教団総会議長」は、「宗教法人日本基督教団」(以下、この節において「法人教団」という。)の代表役員の職務を行うものとされ(同条2項)、日基教団の教会的機能および教務を総括するものとされており(教規39条)、事実上は、日基教団の代表者である。

日基教団には、教団総会議長、副議長、書記と教団総会議員の互選による者27名(うち14名は教師、13名は信徒)によって組織する「常議員会」が置かれ(教規30条)、次のような事項を処理する(教規35条)。

(i) 教団総会の閉会中、教団総会の権限に属する常例の事項

(ii) 教団総会の委任を受けた、教団総会の権限に属する事項

(iii) 教団総会に提出すべき議案に関する事項

(iv) 教団総会が成立しないとき、教団総会議長が教団総会を招集する暇がないと認めるとき、教団総会に付議すべき事項

さらに、日基教団には、教団総会議長、副議長、書記、常議員の互選による者7名をもって組織する「常任常議員会」を置き(教規37条1項)、緊急やむを得ない事項などを処理する(同条2項)。

(13) ここにいう「会議制」は、長老教会および改革派教会における会議制とは異なるが、会議制の原則を踏まえたうえで、それを必要に応じて変形したものと思われる。

(14) 「教団総会議員」は、基本的に「教区総会議員」によって構成されており、この構成を見れば、「教団」は、「教区」を構成員とする社団という性格を有するものであると史料される。

(3) 教区

日基教団は、その教会的機能および教務を遂行するために、「教区」を置くものとされ（教憲6条1項）、「教区」は、日基教団所属教会の地域的共同体であるとされている（同条2項）。そして、「教区」は、「教区総会」をもって、教区の最高の政治機関であるとし（同条同項）、教区の教会的機能および教務は、教区総会の決議と教憲および教規の定めるところに従って、「教区総会議長」が総括するものとされる（同条3項）。

「教区」は、北海道から沖縄まで、17の地域に分けて置かれ（教規59条1項）、教区には、教務遂行のため、分区または地区を置くことができ（同条2項）、東京教区にあっては支区を置くものとされている（同条3項）。

「教区総会」は、次の者を議員として組織し⁽¹⁵⁾（教規61条1項）、議長、副議長、書記なる役員を置くものとされている（教規63条1項）。

- (i) 教区内の教会・伝道所の主任担任教師（現住陪餐会員200名を有する第一種教会では担任教師1名を加え、さらに現住陪餐会員200名を増すごとに1名を加えることができる。）
- (ii) 教区内の正教師である巡回教師および教務教師の互選による者（総数の3分の1）
- (iii) 教区内の正教師である神学教師（総数の2分の1）
- (iv) 教区内の教会役員である信徒（各教会1名。現住陪餐会員200名を有する第一種教会では2名とし、さらに現住陪餐会員200名を増すごとに1名を加えることができる。）
- (v) 常置委員会の議決を経て、教区総会議長の推薦した教師または信徒（推薦議員以外の議員総数の100分の8以下）

「教区」は、教規に則り、独自の「教区規則」を定めなければならないものとされており（教規60条1項）、教区の経費は、教会・伝道所の負担金、献金、教団交付金その他の収入をもって当てるものとされ（教規79条）、その教会・伝道所の負担金は、教区総会の議決を経て定めるものとされており（教規80条1項）、独自の予算・決算を行うものとされている（教規84条において準用する156条から163条まで）。

(15) 「教区総会」は、基本的に、教区内の「教会」の教師と信徒を構成員とするものであり、「教区」は「教会」を構成員とする社団という様相を呈している。

これらのことから、「教区」は、「教団」の指揮命令によって機能する地方支部ではなく、地方の諸教会を構成員とし、独自の規則と、独自の役員と、独自の会計によって機能する、独立した団体であるものと思料される。

(4) 教会

日基教団の所属教会は、日基教団の信仰告白を奉じる者の団体であり、「教会総会」をもって、教会の最高の政治機関とするものとされ（教憲7条1項）、教会の教会的機能および教務は、教会総会の決議と教憲および教規の定めるところに従って、教会担任教師である「教会総会議長」が総括するものとされている（同条2項、3項）。

「教会」は、「第一種教会」と「第二種教会」の二種とし（教規87条1項）、「第一種教会」とは、①現住陪餐会員おおむね50名以上で、②教区の定めた教師謝儀の基準額その他教会の経費および教区への負担金の全額を支弁し、③教会的機能を遂行する教会をいい（同条2項）、「第二種教会」とは、①第一種教会の条件を具備しない教会で、②現住陪餐会員おおむね20名以上で、③献金総額が教区所定の基準額に達した教会をいう（同条3項）⁽¹⁶⁾。

なお、「第二種教会」の条件も満たさない信者の集団は「教会」としては認められず、「伝道所」という概念で把握されるものと思料される。

「伝道所」は、教区か、教会か、教師か、信徒かが設置することができ（120条1項）、教区に所属して、教区の監督・指導・援助を受けるか、教会と関係を保ち、教会の指導・援助を受けるものとされる（同条2項）⁽¹⁷⁾。

「教会」は、日基教団の信仰告白、教憲、教規、諸規則に則り、「教会規則」を定め、教区総会議長の承認を受けなければならず（教規85条）、教会担任教師と現住陪餐会員によって、教会の最高政治機関である「教会総会」を組織し（教規94条）、教会総会に、議長と書記を置き（教規96条1項）、教会に若干名の役員を置いて（教規98条）、「役員会」を組織するものとされる（教規100条1項）。

(16) つまり、「教会」とは、組織的に一定の水準に達し、財政的に独立しているか、ある程度独立して存続することができる団体をいうものとされる。第二種教会については、一応の基準額には達しているが、完全に自律できるまでには至っておらず、経費の一部について、教区から補助を受けるということがありうるということが想定されている（教規89条）。

(17) 「伝道所」は、「教会」とは異なり、教区または教会の指導・援助の下にある組織であって、自主的な団体ではないので、以下、伝道所については言及しない。

教師の謝儀、教会の負担金、その他の教会の必要経費は、信徒の献金、寄付金、教会財産から生じる果実、その他の収入によって支弁するものとされ（教規115条1項）、教会は、毎年度の歳入・歳出の予算・決算を作成して、教会総会に付議することとされている（教規116条1項）ほか、教会は、処分したり、担保に供したりすることができない基本財産を設定しなければならないものとされ（教規117条1項、118条1項）、財政的な自立が求められている。

「教会」は、「教団」に所属するのであるが、「教団」との直接の関係はなく、すべて「教区」との関係の中にある。

さらに、「教会」は、宗教法人となることが想定されており（教規85条の2）、教会が教区から独立した存在であるとされている。

4 日本同盟基督教団

(1) 概要

日本同盟基督教団（以下「同盟教団」という。）は、基督を主と告白する公同教会の一員であり、教憲および教規の定めるところに従い、主の体なる教会の機能を發揮して、宣教の使命を果たすものとされ（教憲1条）、教憲および教規の定めるところに従い、合議制により政治を行うものとされ（教憲4条）、「教団総会」が最高政治機関であるとされ（教憲5条1項）、同盟教団の教務は、教団総会の決議、教憲・教規の定めるところに従って、理事長が総括するものとされている（教憲5条2項）。

さらに、同盟教団は、その教務を遂行するために「理事会」を置くものとし（教憲6条1項）、理事会は、教団総会の決議、教憲・教規の定めるところに従って、教務を遂行するものとされる（同条2項）。

同盟教団の教憲・教規は、教団の存在を前提とし、その最高政治機関は教団総会であると規定し、その教務は、理事会が遂行するとし、教会総会を最高政治機関とする教会について規定するという構造となっている。

また、地域における教務を遂行するために「宣教区」を置くものとし、「教規施行細則」および「宣教区規則」によって定められ、一定地域内の教会を構成員とする地域的団体として、活動している。

(2) 教 団

同盟教団の最高政治機関である「教団総会」⁽¹⁸⁾は、次の議員によって組織し(教規1条, 2条)、教団総会に、議長および副議長を置くものとし(教規6条)、教団総会ごとに、議員のうちから選出するものとされる(教規7条)。

- (i) 教会を代表する信徒(現住陪餐会員100人までの教会からは1人、現住陪餐会員101人以上の教会からは2人)
- (ii) 教会・伝道所の主任担任教師
- (iii) 理事会が推薦し、教団総会で承認された教師または信徒

教団総会の決議および教憲・教規に基づいて、同盟教団の教務を遂行する「理事会」は、「理事」12人によって組織し、うち一人を理事長、一人を副理事長、一人を常任書記とし(教規17条)、理事長と副理事長は、宣教師部で選任される理事とともに、宗教法人の責任役員になるものとされている(教規18条)。

理事会において処理すべき事項は、①教団の運営に関する事項、②教規の変更など教団総会に提出すべき議案に関する事項、③その他重要な事項であり(教規23条)、処理事項については、教団総会に報告し、その承認を受けなければならないものとされている(教規24条)。

理事長、副理事長、常任書記と6人の理事については、教団総会において、①5年以上、同盟教団の正教師であって、②65歳未満である者のうちから選出し(教規19条本文前段)、3人の理事については、①信徒議員および②過去3年以内に信徒議員を経験した者のうちから選出するものとされる(同条本文後段)。

その際、理事長、副理事長、常任書記については、投票による直接選挙によって選挙し(教規施行細則6項)、その他の理事については、6名連記の投票によって選挙するものとされる(教規施行細則7項)。

同盟教団の教務は、教団総会決議、教憲および教規の定めに従って、教団理事長が総括するものとされており(教憲5条2項)、その内容は教規28条に例記されている。

(3) 教 会

同盟教団の所属教会は、教憲2条に定める信仰を告白する者の団体であり、教会

(18) 教憲の「教団総会」は、教規では、単に「総会」と規定されている。同盟教団の教規における規定なので、「総会」と言えば「教団総会」のことを意味するという趣旨であろう。しかし、本稿では、教憲の規定と教規の規定の両者を統一して「教団総会」と称することにする。

担任教師が教会総会議長となる「教会総会」を最高の政治機関とするものとされる（教憲7条）。

「教会」は、①現住陪餐会員おおむね30名で、②教師の謝儀その他教会の経費の全額を支弁する「第一種教会」と、①第一種教会の条件を具備しない、②現住陪餐会員10名以上の「第二種教会」とに分けられる（教規34条）。

「教会」の要件を備えない信徒の集団は「伝道所」になるものと史料されるが、伝道所は、教団、宣教区、教会、教師、信徒が設置し（教規65条）、理事長の承認を受けるものとされている（教規66条）。

教会の最高政治機関である「教会総会」は、教会担任教師と現住陪餐会員である信徒によって組織し（教規41条）、教会総会に、議長と書記を置く（教規43条1項）ほか、教会に、役員若干名をおいて（教規45条1項）、「役員会」を組織する（教規47条1項）。

「教会」は、教憲・教規に則って、「教会規則」を制定して、理事長の承認を受けるものとされ（教規32条、61条）、独自の歳入・歳出の予算・決算を行い（教規44条）、教師の謝儀、教団負担金、その他の教会の必要経費は、信徒の献金、寄付金、教会財産から生じる果実、その他の収入によって支弁するものとされ（教規60条）、処分したり、担保に供することができない基本財産を設定することが求められている（教規62条、63条）。

「教会」は、独自の規則を有し、独自の役職制をもち、独自の財政をとる存在であって、教団とは独立した団体である。

（4）宣教区

同盟教団は、各地域における教務を遂行するために「宣教区」を置くものとし（教規30条前段）、北海道から沖縄まで、16の地域に分けて置かれている（教規施行細則19項）。

宣教区は、宣教の使命達成と区内教会の教会形成をめざして、自由な宣教と責任ある協力を行なうことを目的とし（宣教区規則1条1項）、そのために宣教区会議を設け（同条2項）、宣教区会議の決定に基づいて、区内教会、教団、友好宣教団体と協力して活動を行なうものとされる（同条3項）。

各区内教会の主任担任教師1名および各区内教会で選出された信徒1名を宣教区会議の議員とし（宣教区規則4条1項）、宣教区会議には、議長、副議長、書記各1名を置き（宣教区規則5条1項）、議長には宣教区長、副議長には副宣教区長、

書記には役務者である書記が当たるものとされる（同条2～4項）。

宣教区会議は、宣教区内の宣教協力の方針、国内宣教への協力、宣教区の予算・決算、宣教区内の諸問題の解決などの事項を取扱うものとされる（宣教区規則6条）。

宣教区には、「宣教区役務者会」を置き（宣教区規則8条1項）、宣教区長、副宣教区長、書記、会計各1名で構成し（同条2項前段）、宣教区長は、宣教区会議において、主任担任教師である議員から選出し（宣教区規則9条1項）、副宣教区長は信徒議員から（宣教区規則10条1項）、書記および会計は議員から（宣教区規則11条1項、12条1項）選出する者とされ、理事は宣教区役務者になることができないものとされる（宣教区規則8条5項）。

宣教区長は、宣教区を統轄し、宣教区を代表するものとされ（宣教区規則9条2項）、宣教区の会計は、区内教会が負担する宣教区費、教団総会の承認を得た宣教区援助費、指定献金、法定果実を収入として構成されるものとするほか、諸活動の個別の費用については別途徴収することができるものとされている（宣教区規則14条1項）。

同盟教団においては、日基教団とは異なり、「教会」は、教団総会への出席権（議員資格）、教会規則の承認、援助の申請、教団負担金の支弁など、直接「教団」と繋がるものである⁽¹⁹⁾が、同時に、「宣教区」にも所属し、宣教区会議に出席し、宣教区費を負担するなど、複式の所属形態をとるものとなっている。

5 日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団

(1) 概要

日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団（以下「アセンブリ教団」という。）は、1914年、米国アーカンソー州ホットスプリングにおいて設立された「アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団」の働きにより、1949年（昭和24年）に創立されたものである（教団の沿革と規則および教規制定の経過（以下、この節において「経過」という。))。

アセンブリ教団の基本規則には「規則」と「教規」があるが、前者は、法人格取得のために法律の規定にしたがって定められたもので、主として、財産の管理と運営に関するものであり、後者は、主として、宣教活動面に関するものであるとしている（経過）。

(19) 日基教団の場合は、「教会」が直接繋がるのは「教区」であって、「教団」との関係は間接的である。

アセンブリ教団は、委ねられた福音を宣べ伝えることを目的とする、神に召された者の団体であって（教規1条）、理事長、理事、監事および総会を置き、教規および規則にしたがって教務と事務を行なうものとする（教規2条）。

アセンブリ教団に所属する教会および伝道所は、教規および規則にしたがって、礼拝を行ない、礼典を守り、福音を宣教師、儀式を行い、信者を教化育成するものとされる（教規3条、4条）。

（2）教 団

アセンブリ教団の「総会」は、アセンブリ教団に3年以上引き続いて所属する教師のうちから、選挙有資格者（アセンブリ教団に3年以上引き続いて所属する教師）が選出する「総会議員」65人によって組織され（教規21～23条）、①伝道計画、②教師の養成、③収支予算、④収支決算、⑤財産管理などの事項を議決するものとされる（教規28条）。

理事は7人とし、うち一人を理事長とするものとし（教規10条1項）、理事長および理事は、正教師である総会議員のうちから総会において選出するものとされ（教規10条2項）、その過半数によって、アセンブリ教団の教務および事務は決されるものとされている（教規12条）。

なお、アセンブリ教団は、教務および事務の実施のため、正教師を局長とする総務局、財務局、伝道局、教育局の五局を置くものとしている（教規38条1項、4項、39条）。

（3）教 区

アセンブリ教団は、総会の同意を得て理事長が定める区分にしたがって、「教区」を置き（教規43条1項、2項）、教区は、各局と調整協力して、教区に属する教会および伝道所との連絡協力を図るなどの教務を行うものとされる（教規44条1項）。

教区には、理事長が選任する「教区長」1人および教区長の選任する委員若干人を置き（教規47条1～3項）、教区長が教区を代表し、教区の教務を遂行するものとされる（教規44条2項）。

また、教区に属する全教師によって組織される「教区の会議」は、「教区長」によって主催される（教規45条、46条1項）が、教区の会議の決定のうち重要な事項については、事前に理事長の承認を得なければ実施できないものとされている（教

規46条2項)。

アセンブリ教団の「教区」は、教区長が理事長によって選任され、教区の会議における重要な決定は事前の理事長の承認を得なければ実施できないなどとされており、基本的に「教団」の下部組織としての、地方組織であるものと考えられる。

(4) 教会

アセンブリ教団において、「教会」とは、①会員おおよそ15人を有し、②礼拝堂を有し、③補教師以上の資格を有する者が教師であることを要件としており、その要件を満たしていないものは「伝道所」とされる(教規49条2項参照)。

教会・伝道所の設立・合併・解散および規則の変更⁽²⁰⁾には理事長の承認が必要であり(教規48条)、理事長の承認を受けて設立された教会および伝道所は、教規および規則に従って「教会の教規」を制定し、理事長の承認を得なければならない(教規49条1項)。

教会担任の教師は、理事の議を経て理事長が任命するものとされ(教規51条)、教会担任の教師のうち理事長の定める一人を主管者とし(教規52条1～2項)、主管者が、教会を代表し、教会会議および役員会を主催し、教会の教務および事務を統括するものとし(教規52条3項)、正教師である教会担任の教師を「牧師」と呼び、補教師である者を「伝道師」と呼ぶものとされる(教規53条)。

また、教会に、信徒のうちから教会会議において選出され、主管者が任命し、理事長が認証した教会役員2人以上を置くものとされ(教規55条1項)、教会役員は、教会担任の教師を助けて奉仕するものとされ(教規56条)、役員会を構成して、①信徒の入会など、②金銭出納、③財産管理などの事項を議事するものとされる(教規57条)。

アセンブリ教団においては、「教会」は、教規の承認、教会担任教師の任命などが「理事長」の権限とされているなど、直接「教団」に繋がっており、「教区」は、教区内諸「教会」との連絡協力を図るなどが教務とされており、「教会」に対する教会政治上の権限は有していない⁽²¹⁾。

(20) 「教会」で定めなければならないのは「教会の教規」とされている(教規49条1項)ことから、「規則の変更」ではなく、「教規の変更」の誤りであるものと思われる。

(21) ただし、これが、アセンブリ教団が企図した結果なのか、法律の枠内で法律に忠実に従おうとした結果なのかは、不明である。

三 宗教法人法による宗教団体の規定

1 宗教法人とは

宗教法人法は、「宗教団体」に法律上の能力を与えることを目的とする法律であり（1条1項）、同法によって、「宗教団体」に法人格が与えられてなったのが「宗教法人」ということになる。

実は、これは、法人法制上、きわめて特殊な規定なのである。

一般社団法人、株式会社、学校法人、社会福祉法人など、一般の法人の場合には、巷では、「法人化する」「法人になる」「法人格を取得する」などという表現がなされることがあるものの、法律上は、非法人である団体が「法人格を取得する」ということはありえないことなのである。

また、しばしば、個人経営の商店を「株式会社にする」ということが語られ、それを「法人化」「会社成り」という言葉で表現され、非法人の非営利団体を「法人化する」ということが言われているが、個人が会社に成り、非法人の団体が法人に成るということはありえないことなのである。

実際には、個人の会社成りとは、会社を設立して、個人の営業を会社に譲渡し、個人は廃業するという手続をいい、非法人の団体の法人化とは、非法人の団体について解散の手続を行ない、新たに法人の設立の手続を行なうことをいう。

個人と会社が別的人格であることはいまでもないが、非法人の団体と法人とは、完全に断絶しており、非法人の団体と法人の間には、法的には、何の繋がりもないのである。

それに対する例外が2つある。

一つは労働組合法による労働組合であって、「この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は法人となる」と規定されており（11条1項）、非法人の労働組合がそのまま法人となるとされている。

もう一つが宗教法人法による宗教法人であって、「宗教団体は、この法律により、法人となることができる」（4条1項）、「この法律において『宗教法人』とは、この法律により法人となった宗教団体をいう」（4条2項）と規定されていることに由来する。

ただし、「宗教団体」がそのまま「宗教法人」に移行するのではなく、「宗教団体で

あるままに「宗教法人」という法人格を取得するものと解するのが相当である⁽²²⁾。

2 宗教団体とは

「宗教法人」とは、法人となった「宗教団体」をいうのであるから、基本概念としては「宗教団体」であり、「宗教団体」とは何かを明確にしておく必要がある。

しばしば、「宗教的活動を行なう団体が宗教団体である」というように誤解されているが、日本国憲法20条1項にいわゆる「宗教団体」とは異なり、単に「宗教上の行為、祝典、儀式、行事を行なう団体」（憲法20条2項類推）、「宗教的活動を行なう団体」（同条3項類推）という意味ではなく、宗教法人法独自の定義に基づき、同法2条に所定の団体に限定されるものである。

宗教法人法2条によれば、「宗教法人」となることができる「宗教団体」とは、①宗教の教義をひろめ、②（宗教上の）儀式行事を行ない、③信者を教化育成すること（以下「宗教活動」という。）を主たる目的とする「団体」であって、次のいずれかに該当するものをいうのである⁽²³⁾。

- (i) 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

(22) 拙稿「宗教法人法の構造とその問題点」『キリストと世界』7号（東京基督教大学、1997年）114頁以下、拙稿「宗教法人法における宗教団体と宗教法人」『宗教法』24号（宗教法学会、2005年）135頁以下、拙著『教会と宗教法人の法律』（キリスト新聞社、2007年）107頁以下、拙稿「宗教活動による不法行為と宗教法人の責任」『法政論集』227号（名古屋大学、2008年）675頁以下参照。

(23) しばしば、政教分離訴訟において、「神社は、宗教の教義を広めず、信者の教化育成をしないから、宗教ではない」と主張されることがあるが、それが事実だとしたら、神社は「宗教団体」ではありえなくなり、当然「宗教法人」ともなりえないことになる。

「宗教団体」でないのに「宗教法人」になっているのであればとしたり、虚偽の申請によるなどして、不正に「宗教法人」となったものと考えざるはかなくなり、違法状態が放任されているということになる。都道府県知事・文部科学大臣は、認証の取り消しをし（80条）、解散命令を発する（81条）ことが必要となろう。また、神社が宗教法人でないなら、従来、宗教法人として受けていた、法人税法、地方税法その他の税法上の特例措置も違法であったことになろう。

神社は宗教法人でないとしたら、人格なき社団・財団ということになり、法人格を取得しようとしたら、人格なき社団・財団である神社について解散の手続をした上で、一般社団法人・一般財団法人として、新たに設立の手続をする以外に方法はない。もちろん、株式会社など会社として設立することも可能ではあるが、その場合でも人格なき社団・財団としての神社については解散の手続をした上で、新たに会社として再出発することになる。

- (ii) 上記の団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

上記の(i)の団体は「単位宗教団体」と称され、(ii)の団体は「包括宗教団体」と称されているが、宗教法人法は、宗教団体のあり方として、個々の神社や寺院や教会など(単位宗教団体)を基本的・基礎的なあり方であると考え、包括宗教団体は、単位宗教団体を基礎として、それらを包括することによって存在するものと考えているのである⁽²⁴⁾。

つまり、宗教法人法にいわゆる「宗教団体」とは、プロテスタント基督教風に言えば、①「教会(各個教会、地区教会、個々の教会)」か、②「教団(教派、統合的な教会、全国的な教会、連盟、連合、協議会など)」をいうのである。

逆に言えば、宗教法人法上「宗教法人」となることができる「宗教団体」としては、「単位宗教団体」としての「教会」か、「包括宗教団体」としての「教団」か、のいずれかしか認められていないのである。

3 中間的包括宗教団体という問題

しかし、実際の宗教活動においては、この法律の枠内に収まりきれない組織・団体としての「中間的包括宗教団体」が存在し、宗教法人法の枠組みの限界を呈している。

「教会」を包括する宗教団体は「教団」であるが、地理的に全国に分布して展開する「教会」を、単純な、「教団」と「教会」という二層構造の組織で統治することには限界があり、前章において検討したように、現実には、全国展開しているほとんどの「教団」が、「教団」と「教会」の間に、「中会」とか、「教区」「宣教区」など(以下「教区」という。)と呼ばれる中間的な包括宗教団体を介在させている。

前章で考察したように、長老教会、改革派教会、日基督教団、同盟教団の場合には、「教区」は、独自の規則、役職制、会議、決定、財政を有して、「教団」から独立した団体として活動している。

そして、長老教会、改革派教会、日基督教団の場合には、第一次的に、「教区」が「教会」を包括し、第二次的に、「教団」が「教区」を包括するという形態をとっている。

(24) それに対して、新宗教の諸団体の多くは、地方の、小さな、一つの単位宗教団体として創設され、のちに勢力が拡大して、単位宗教団体がそのまま拡大し、全国規模の団体となったもので、全国が一つの単位宗教団体となっているものである。その意味で、制定当時の宗教団体のあり方を基礎として制定された宗教法人法の想定外の事態なのである。

しかし、宗教法人法上は、「教会」を包括しているのは「教団」であるとされるに留まっている。

同じ性格の「教区」であっても、同盟教団の場合には、「教団」が「教会」を直接包括し、それと重複する形で、「教区」もまた「教会」を包括しているという状況を呈している。

宗教法人法上の包括・被包括関係も、「教団」と「教会」とであって、実態に相応する「教区」については捨棄されている。

一方、アセンブリ教団の場合には、「教区」は、独立した団体としてではなく、「教会」と連絡協力する「教団」の地方組織として位置づけられており、「教会」は「教団」が包括するに留まっている。

四 神社活動の実態と組織の現状

1 神社と神社本庁と神宮

日本の伝統的な「神社」は、全国に約8万あり、それらは「神社本庁」に包括されていて、神社本庁は日本最大の宗教団体となっている⁽²⁵⁾。

神社本庁憲章（以下、この章において「憲章」という。）によれば、神社本庁は、神祇を崇め、祭祀を重んじるわが民族の伝統（前文1項1段）を重んじ、祭祀の振興と道義の昂揚を図り、もって大御代の彌栄を祈念し、四海万邦の平安に寄与し（1条）、敬神尊皇の教学を興し、その実践綱領を掲げて、神職の養成・研修、氏子・崇敬者の教化育成に当たる（3条）ことを目的にしている。

神社本庁は、「神宮」⁽²⁶⁾を「本宗」と仰ぎ、奉賛の誠を捧げる（憲章2条1項）団体であるとし、「伊勢の神宮」を「本宗」として奉戴する（宗教法人「神社本庁」

(25) 約7,000の基督教会の10倍以上であり、カトリック教会約1,000、日本基督教団約1,700と比すればその規模が実感できよう。本稿では、宗教法人法の問題点（具体的には中間包括団体の欠如）を論じるものであるから、宗教団体として小規模な基督教会だけでは、基督教会だけの問題として一笑に付されかねないから、最大の宗教団体としての神社を取り上げるものである。

(26) 「神宮」とは、「伊勢の神宮」「伊勢神宮」のことをいう。「明治神宮」「熱田神宮」「鹿島神宮」など、全国には「神宮」を名乗る神社が多数あるが、憲章ほか、神社本庁の規則上は、すべて「神社」である。「出雲大社」「住吉大社」「諏訪大社」など「大社」と名乗る神社も、「大神宮」「大神社」などを名乗る神社も、同様に、すべて「神社」である。つまり、「神宮」は仰がれる存在であって、仰ぐ立場の「神社」とは、根本的な立場が異なるということなのである。

庁規（以下、この章において「庁規」という。）73条）としながら、「神宮」と「神社」を包括して、その興隆と神徳の宣揚に務める（憲章2条2項）とされており、「神宮規則」⁽²⁷⁾においても、神宮を包括する宗教団体は宗教法人神社本庁とすると規定している（3条）。

そして、神社本庁は、幣帛供進の伝統を重んじ、神社に本庁幣を献ずるものとし（憲章7条）、神社は、神祇を奉斎し、祭祀を行ない、祭神の神徳を広め、もって皇運の隆昌と氏子・崇敬者の繁栄を祈念することを本義とする（憲章8条1項）が、その祭神、社名、例祭日、鎮座地、その他神社存立の基本に関する事項は、統理の承認を得て定めるものとされている（憲章9条）。

天照大神の神札を「大麻」「神宮大麻」といい、古来、御師⁽²⁸⁾によって各戸に頒布されていたものであるが、明治天皇の思召により、全国の神社を通じて、各戸に頒布されることになったものであり、今日では、神宮大麻の頒布は神社本庁を通じて、全国の神社を経由して行なわれている（神宮大麻及び暦頒布規則（以下、この章において「頒布規則」という。）および神宮大麻及び暦頒布取扱規程（以下、この章において「頒布規程」という。）参照）。「神宮暦」⁽²⁹⁾についても同様である。

神宮大麻および神宮暦の頒布は、神宮から神社本庁に委託するものとされ（頒布規則2条1項）、神社本庁はその包括下にある神社庁を通じてその頒布を行うものとされている（頒布規程1条）⁽³⁰⁾。

(27) 「神宮規則」は、神社本庁の規則ではなく、「宗教法人神宮」の規則であり、神宮規則では、「この宗教法人は『神宮』という」（1条）、「神宮の事務所を『神宮司庁』といい、三重県伊勢市宇治館町1番地に置く」（2条）などと規定されている。

(28) 「御師（おし）」とは、伊勢神宮の、いわば巡回宣教師であり、全国各地に、御師によって「伊勢講」（地方の信者団体）が形成され、全国に大麻（たいま）が配られ、庶民の信仰として伊勢神宮が崇められる素地を形成した。

(29) 1946年（昭和21年）以降、冊子暦は自由に発行できるようになり、現在では国立天文台（旧東京天文台）が発行しているが、それ以前は、政府が編纂し、神宮司庁が発行する「神宮暦」だけに限られていた。

(30) ちなみに、神宮大麻および神宮暦の種別と初穂料（頒布価格）は次の通りである（頒布規則5条）。

大 麻	
神宮大麻	800円
神宮中大麻	1,200円
神宮大大麻	2,000円
暦	
神宮暦	200円

このように、神社本庁は、神宮および神社を包括する宗教団体とされているが、その関係としては、神社本庁が、その下に、包括しているのは神社のみであって、神宮は、神社本庁の上にあって、奉戴されるべきものとされているのである。

2 神社本庁の役職

神社本庁は「総裁」を推戴し（憲章4条1項）、神社本庁の名誉を象徴し、表彰が行なわれる（同条2項）が、総裁には、「神宮」の「祭主」が推戴され、「統理」以下の役員その他の機関が置かれ（憲章5条1項）、統理が神社本庁を代表する（同条2項）。

「神宮規則」によれば、「神宮」には、大宮司をもって当てる代表役員と、少宮司1人と責任総代3人をもって当てる責任役員からなる役員を置く⁽³¹⁾（6条、7条）ほか、大御心を体して神宮をいつき奉る（30条2項）「祭主」を奉戴するものとし（同条1項）、祭主は、皇族（または元皇族）のうちから、勅旨を奉じて定めるものとされている⁽³²⁾（同条2項）。

「神宮」に置かれる職員は「大宮司」「少宮司」「禰宜」「権禰宜」「宮掌」「楽長」「楽師」「衛士長」「衛士」「技監」「技師」であり（神宮規則31条1項）、「神社」に置かれる「宮司」「禰宜」「権禰宜」（宗教法人「〇〇神社」規則準則⁽³³⁾（以下、この章において「準則」という。）17条1項）とは異なる。

神社本庁を総理し、神社本庁を代表するのは「統理」であり（憲章5条2項）、統理は、「神社本庁」「神社庁」「神社」の職員を統督し⁽³⁴⁾（庁規40条3項）、規程を布達し、懲戒を行う（同条4項）が、その行為は、すべて総長の補佐を得て行なわれるものとし、その責任は役員会が負うものとされている⁽³⁵⁾（同条5項）。

神社本庁には、統理のほか、17人の理事を置き（憲章5条1項、神社本庁役員その他の機関に関する規程（以下、この章において「役員規程」という。）2条1項、

神宮大暦 500円

(31) 宗教法人法に定められた役員。

(32) つまり、天皇の命を受けて、皇族のうちから祭主を定めるということである。現在の神宮の「祭主」、神社本庁の「総裁」は、昭和天皇の皇女で、今上天皇の妹である池田厚子（旧名：順宮厚子内親王。池田隆政氏との婚姻により皇籍を離脱している。）氏である。

(33) 神社本庁の規則の一つ。

(34) 「神宮」は、本宗と仰がれる存在であって、「神社本庁」を代表する「統理」の下にない。

(35) 天皇と内閣の關係に類似している。

庁規6条1項)、理事のうち一人を「総長」、一人を「副総長」、二人を「常務理事」とする(役員規程2条2項、庁規6条2項)。

「総長」は、「統理」の命を受けて、庁務を総督し(役員規程4条1項)、「副総長」は、総長の職務を補佐し、総長の命を受けて常務を掌理し(同条2項)、「常務理事」は、常務を処理するについて、総長を補佐する(同条3項)のが職務である。

統理と17人の理事を「役員」と称し(役員規程2条1項)、役員は「役員会」を組織し(役員規程5条1項)、統理が召集して(役員規程5条2項)、庁務の重要事項を審議する(役員規程5条1項)。

その17人の理事を「責任役員」⁽³⁶⁾とし(庁規6条1項本文)、「総長」を「代表役員」⁽³⁷⁾として、宗教法人神社本庁を代表するべき者とし(庁規7条)、宗教法人神社本庁の事務を総督するものとしている(庁規8条1項)。

上述の通り、役員規程においては、「総長は、統理の命を受けて、庁務を総督する」とされているが、庁規においては、「総長は事務を総督する」とされており、「統理の命を受けて」はないことに注意する必要がある。

宗教法人法上は、「総長」は、宗教法人の代表者なのであるから、その上の存在を意味する「統理の命を受けて」は不都合であるということである。

つまり、「神社本庁」の代表者は「統理」である一方、「宗教法人神社本庁」の代表者は「総理」であって、その上下関係は、「統理」が「総理」の上にある⁽³⁸⁾。

また、17人の理事は「役員」と称され(庁規6条1項本文)、役員は「役員会」を組織して、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する(庁規10条1項)が、その役員会を招集する者は「統理」とされている⁽³⁹⁾(同条2項)。

さらに、神社本庁には、次の者を「評議員」として組織される(庁規21条2項)「評議員会」が置かれ(同条1項)、①庁規の変更、②規程の制定・変更、③統理が

(36) 宗教法人法上の役員(宗教法人法18条1項)。

(37) 宗教法人法上の役員で、宗教法人を代表する者(宗教法人法18条1項)。

(38) つまり、「宗教法人神社本庁」の代表者(代表役員)は「神社本庁」を代表しないということであり、「宗教法人神社本庁」は「神社本庁」を代表しないということである。「神社本庁」の下に「宗教法人神社本庁」があるということである。

(39) 思うに、これは「総長」の誤りであろう。役員規程においては、統理と理事が役員であって、その役員会の招集は統理であって問題ないが、庁規においては、理事のみが役員であって、統理は役員ではないので、その役員会を統理が招集するというのは理にかなわないからである。

必要と認めたことなどの事項を議決するものとされている⁽⁴⁰⁾ (庁規 25 条 1 項)。

(i) 神宮で選ばれた者	2 人
(ii) 神社庁長の職にある者	47 人
(iii) 神職の内から選ばれた者	47 人
(iv) 特に員数の指定を受けた神社庁で神職の内から選ばれた者	25 人以内
(v) 神職以外の神社の役員および総代のうちから選ばれた者	47 人

3 神社本庁と神社庁

規模、組織、由緒など、大小さまざまで、全国津々浦々に存在する 8 万もの神社を一括して包括するということが、現実問題として不可能であるか、著しく困難であろうと思料される。

庁規は、「各都道府県に神社庁を置く」と規定し (59 条 1 項)、神社庁は、神社庁固有の事務のほか、統理の指揮を受けて庁務を行なうものとされ (同条 3 項)、神社庁は、庁規の規定に従い、「神社庁の規則」を作成し、統理の承認を受けなければならないものとされている (60 条)。

神社庁は「置く」と規定されてはいるものの、それぞれ都道府県名を冠して、「東京都神社庁」「千葉県神社庁」などと称するものとされ (庁規 60 条 2 項)、神社庁の経費は神社庁の負担とされており (庁規 61 条)、条件の整う神社庁は宗教法人となることができるとされている (庁規 61 条の 2) ことから、神社本庁とは独立した団体であることが想定されている⁽⁴¹⁾。

神社庁には、庁長 1 人、副庁長 1 人または 2 人 (特に統理の承認を受けたときは 3 人)、理事若干人の役員が置かれ (庁規 62 条 1 項)、宗教法人である神社庁においては、庁長を代表役員とし、副庁長および理事を責任役員とするものとされ (同条 2 項)、庁長が、神社庁を統括し、代表するものとされている (庁規 63 条 1 項)。

神社庁は、神社本庁の都道府県における地方事務所であって、統理の指揮を受けて、統理の権限に属する庁務の処理に当たるが、他の一面においては、都道府県の神社の組織体というべき性格を併有しており、固有の事務を行ない、宗教法人とし

(40) ここでも「神宮」は別格である。

(41) 現実には、全国のほとんどの神社庁が宗教法人となっており、幾つかの神社庁のみが、主として、他の神社の境内地に事務所を有していることなどの理由によって法人格を取得していない (神社本庁での聞き取り調査による)。

でも存在できるものである⁽⁴²⁾。

さらに、神社庁だけでも、多数の神社を擁しており⁽⁴³⁾（最も多い新潟県神社庁では約5,000社、最も少ない沖縄県神社庁では11社）、神社庁は、さらに、その管内に「支部」を設け、支部に支部長1人と副支部長1人または2人の役員を置くものとされている（庁規71条1項）。

しかし、支部の経費は支部の負担とされており（庁規61条）、支部もまた、組織的に、神社庁から独立した団体であると解するのが適切である。そして、実際の神社との関係は支部を通じて行なわれ、役員選挙なども支部単位で行なわれるのが通例とされている⁽⁴⁴⁾。

このように、「神社」は「支部」に属しており、「支部」は「神社庁」に属しており、「神社庁」は「神社本庁」の下にあり、さらに、その上に「神宮」がある、というのが、神社の実際の姿である⁽⁴⁵⁾。

つまり、「神宮」～「神社本庁」～「神社庁」～「支部」～「神社」という5層構造となっているのである。

4 宗教法人法の限界

ところが、宗教法人法では、「宗教団体」としては、礼拝の施設を備えた個々の「単

(42) 神社本庁編『新編・神社実務提要』（神社新報社、2010年）287頁。

(43) 多くの神社庁のホームページでは、「神社を包括している」と表記されている。

たとえば、次の通りである（順不同）。

宗教法人東京都神社庁ホームページ（<http://www.tokyo-jinjacho.or.jp/>）：「東京都神社庁は、東京都内にある1,398の神社を包括している組織です。」

京都府神社庁ホームページ（<http://www.kyoto-jinjacho.or.jp/>）：「京都府神社庁は、21の支部を擁し、府内約1,570の神社を包括している組織です。」

宮城県神社庁ホームページ（<http://www.miyagi-jinjacho.or.jp/>）：「宮城県神社庁は、宮城県内の神社（931社）を包括しています。」

兵庫県神社庁ホームページ（<http://www.hyogo-jinjacho.com/>）：「兵庫県神社庁は、県内3,835の神社を包括する組織です。」

福島県神社庁ホームページ（<http://www.fukushima-jinjacho.com/>）：「福島県内には3,000余の神社がおまつりされています。これらを包括している組織が福島県神社庁です。」

青森県神社庁ホームページ（<http://www.fukushima-jinjacho.com/jinja/index.htm>）：「県内神社庁包括神社を案内しています。」

(44) 神社本庁における聞き取り調査による。

(45) 神社本庁における聞き取り調査による。

位宗教団体」と、単位宗教団体を包括する「包括宗教団体」の二種しか認められておらず、包括宗教団体を包括する「包括宗教団体」（再包括宗教団体）やさらに再包括宗教団体を包括する「包括宗教団体」（再々包括宗教団体）などは認められていないことから、宗教法人法上の神社の構成は奇妙なものとなっている。

「神宮」のもつ特別の性格および立場は、一般的な宗教法人法上でうまく表現できないのはやむを得ないとして、いったん据え置くとしても⁽⁴⁶⁾、各都道府県内の神社を包括している「神社庁」が、「単位宗教団体」として、単位宗教団体である「神社」と同格で、「包括宗教団体」である「神社本庁」に包括されるという形をとらざるをえないというのは、法の不備というべきであろう。

したがって、上記の5層構造の全国的神社が、宗教法人法上の取扱いとしては、「神社本庁」を包括宗教団体とし、「神宮」および「神社庁」ならびに「神社」を単位宗教団体とする2層構造に収斂されているのである。

それが現実の神社の構成や活動と齟齬を来し、単に法制度にあわせるために便宜的な取扱いをし、実際には、法律に基づいた制度とは大きく乖離した活動を行なっているのである。

五 宗教法人法の改正試案

1 一般法人と宗教法人

株式会社、協同組合、一般社団法人、学校法人など、宗教法人以外の法人（以下「一般法人」という。）の場合には、全国展開の、多数の事業所を有する場合、「本社」～「支社」～「支店（営業所）」という組織をとることが通例である。

これを、宗教法人（宗教団体）の場合と併記し、比較してみると、次のようになり、組織形態としてはきわめて類似しており、同一であるかのように見える。

一般法人の場合	本社	～	支社	～	支店
宗教法人の場合	教団	～	教区	～	教会

この場合、一般法人の場合は、「支社」も「支店」も「本社」と一体であり、「本社」の内部組織にすぎないが、宗教法人の場合には、「教団」と「教会」とは、別の団体・法人であり、教団によっては「教区」も「教団」とは別の団体なのであるから、ま

(46) 宗教法人法上の取扱いとしては、本宗として崇められるべき「神宮」と崇めるべき全国の「神社」とが同格の「単位宗教団体」とされ、「包括宗教団体」である「神社本庁」に、包括されるという形となっている。当然、宗教活動の実態とは乖離している。

ったく事情が異なるのである⁽⁴⁷⁾。

本社・支社・支店を合わせて「一つの法人」である一般法人の場合は、当然に、本社・支社・支店を合わせて「一つの会計」をとっているし、とらなければならない。

それに対して、宗教法人の場合、教会は独立した団体なのであるから除外するとしても、独立した代表機関や意思決定機関を有する教区については、会計も教団とは独立して構成されており、教団会計には教区会計が含まれていない。

これらの教区は、教団とは独立した収入源（会費・献金など）を有し、教団とは独立した予算・決算を行っており、当然に、教団とは独立した財産を有している。

それぞれ別個の法人である、弁護士法人（弁護士法30条の2以下）と弁護士会（同法31条以下）と日本弁護士連合会（同法45条以下。以下「日弁連」という。）との関係は、「日弁連」～「弁護士会」～「弁護士法人」という構造となるが、それぞれ別法人であり、それぞれ上位団体の会員となっている。

同様のことは、農事組合法人（農業協同組合法72条の3以下）と農業協同組合（同法4条以下）と農業協同組合連合会（同法4条以下）と都道府県農業協同組合中央会（同法73条の15以下）と全国農業協同組合中央会（同法73条の15以下）との関係についても言える。

2 「包括」とは

株式会社なら株主、一般社団法人なら社員、弁護士会なら会員、農業協同組合なら組合員など、当該法人の構成員となるべきところ、宗教法人の場合には「包括する」ものとされており、「構成員とする」というのとは、意味が異なっている。

日本語で「包括する」とは、「含む」「包む」「取りまとめる」「統一する」「ひっくるめる」などという意味であり、法律用語としては「包括遺贈」（民法964条）があり、「包括遺贈」とは、財産を特定することなく全部をまとめて遺贈することである。

宗教団体の包括とは、分立して活動している個々の単位宗教団体（教会）をひとまとめにすることを意味する。

宗教法人の「包括」と同様の意味で用いられているのは、地方自治法であって、

(47)「教区」が「教団」とは独立した団体であるとする根拠は、①独自の基本規則（教区規則など）、②独自の代表機関（教区長など）、③独自の意思決定機関（教区総会など）を有し、④独立の会計を立てている点にあり、最高裁判例、法人税法等諸税法、民事訴訟法などにより「人格のない社団」として認められる要素を備えている点にある。

「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体」（2条5項）、「都道府県は市町村を包括する」（5条2項）とされている。

市町村は、①独自の条例、②独自の首長、③独自の議会、④独自の財政を有し、都道府県から独立した法人であって、都道府県を構成するものではないが、都道府県に包括される存在である。

明文の規定はないが、国と都道府県の関係についても同様であろう。

その結果、「国」～包括～「都道府県」～包括～「市町村」という三層構造となっているのである。

当然、国、都道府県、市町村は、独立した代表機関と意思決定機関を有し、それぞれ独立した会計をとっている。

同様のことは宗教法人についても言え、「包括」は一回に限るから、包括宗教団体の包括はありえないなどという主張を破る根拠となろう。

国および地方公共団体の場合と同様、全国展開する宗教法人（宗教団体）については、「教団」～包括～「教区」～包括～「教会」という三層構造とされることが、現実に叶って望ましい⁽⁴⁸⁾。

3 会計の独立

宗教団体運営の実態としては「教団」から独立した団体として扱われ、独立した会計をとっている「教区」を「教団」の内部機関として扱うことによって、現実に出来る最大の問題は、「会計の統一」という点である。

教区の会計は、教団の会計からは独立しているので、当然ながら、教区の会計は教団の会計に含まれていないが、教区が教団に含まれるとされるなら、教区の会計も教団の会計と合算されなければならなくなるからである。

現実には、教区の会計は、教団の会計から独立しているものと認識されているから、教区の会計が教団の会計に集計されることないが、教区が教団から独立した存在でないとするなら、教区の会計が教団の会計から独立した状態であることは許されず、会計の遺漏となる⁽⁴⁹⁾。

(48) 神社についていえば、現在、法律上の制限のためやむを得ず、「神社本庁」～包括～「神社」＋「神社庁」としているが、「神社庁」と「神社」が対等であるというのはまったく適切ではなく、「神社本庁」～包括～「神社庁」～包括～「神社」という構造とされることが望ましい。

(49) 宗教法人である教団は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、財産目録および収支計算書を作成しなければならない（宗教法人法25条1項）、財産目録および収支計算書ならびに貸借対照表を

オウム真理教事件後、宗教法人には、財産状況について、毎年、所轄庁に報告する義務が課せられているが、教区会計を除外した会計報告では「宗教法人の会計報告」とはならず、違法となってしまう⁽⁵⁰⁾。

近年、税務当局の、宗教法人に対する税務調査や課税処分や税務指導が度を増しており、税務署・国税局・国税庁により、教区の会計を教団の会計に統合するよう指導され、命令されているが、教区が教団の組織であるとするなら当然のことである⁽⁵¹⁾。

しかしながら、叙上の通り、宗教団体の実態としては、教区は、教団とは独立した組織であると認識され、取り扱われているのであって、宗教団体の実態と法との乖離が現実の問題となっているのである。

4 宗教法人法の改正試案

以上の検討の結果、結論に代えて、次の通り、宗教法人法の改正試案を呈示する。

宗教法人法の一部を改正する法律案

宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「教団、」の次に「教区、」を加える。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

作成している場合には、貸借対照表を事務所に備えなければならない（同条2項）が、教団の会計には教区の会計が含まれるのであるから、教区の財産および収支についても集計されたものでなければならず、そうでないものは違法となる。場合によっては、代表役員が10万円以下の過料に処せられることになる（同法88条4項）。

(50) 宗教法人である教団は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に、財産目録、収支計算書、貸借対照表等の書類の写しを所轄庁に提出しなければならない（宗教法人法25条4項）が、その財産目録、収支計算書、貸借対照表とは、教団全体の会計を表記したものでなければならぬから、教区の会計を除外したものでない違法となる（罰則：10万円以下の過料。88条5項）。

(51) その結果、ある教団では、全国の教区の会計を教団で集計して統合し、所得税、消費税、法人税、固定資産税などの計算を行ない、納税事務などを行なうとともに、各教区の負担額を割り出して、各教区から徴収するなどの事務を行なうのに多額の経費と専門的業務職員を必要としており、本来的ではない事務のために多大の負担を強いられている。したがって、教区が独立の団体と認められればその負担は大幅に軽減されることになる。

新旧対照表

〈旧〉

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

〈新〉

(宗教団体の定義)

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教区、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体
- 三 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体